

## 労災保険給付一覧（通勤災害関係）

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養給付	通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	
	通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	
休業給付	通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害給付	障害年金	通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害一時金	通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族給付	遺族年金	通勤災害により死亡したとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族一時金	(1) 遺族年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	（遺族特別支給金） 給付基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額） （遺族特別一時金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭給付	通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病年金	通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護給付	障害年金又は傷病年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,970 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,950 円を下回る場合は 56,950 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,490 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,480 円を下回る場合は 28,480 円。	

注 1) 表中の金額等は平成 16 年 4 月 1 日現在。

注 2) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 4,180 円 平成 15 年 8 月 1 日より）である。

注 3) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除した額である。

## 二重就職者数及び単身赴任者数の推移

- 二重就職者数(本業が雇用者であり、かつ、副業が雇用者である者の数)

年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
男性	383	473	483	399
女性	167	284	409	416
合計	550	757	892	815

- 単身赴任者数(雇用者で、単身、かつ、有配偶である者の数)

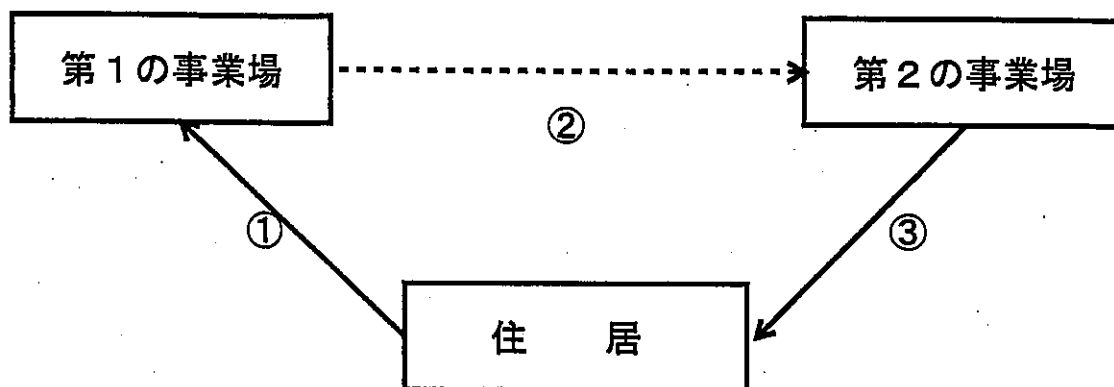
年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
男性	419	481	688	715
女性	—	—	103	119
合計	—	—	791	834

※1 単位:千人

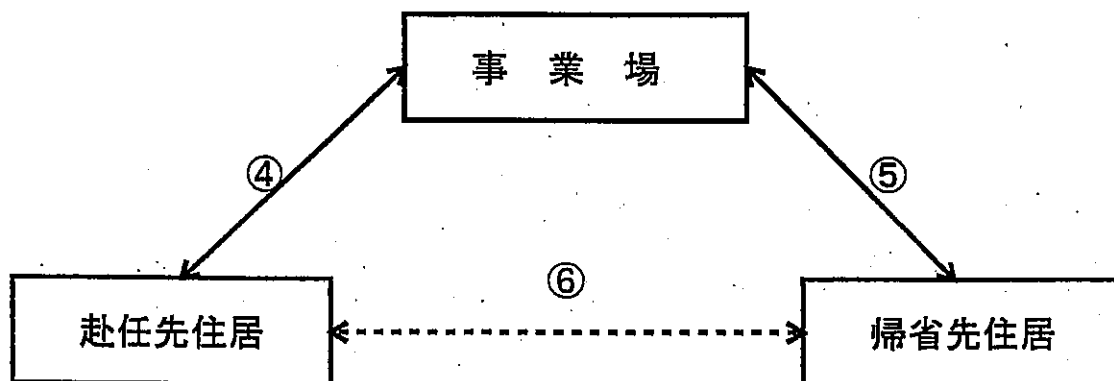
※2 資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

## 二重就職者及び単身赴任者に係る通勤災害保護制度の現状

### 1 二重就職者の場合



### 2 単身赴任者の場合



〔 現行の通勤災害保護制度の対象・・・①、③、④、⑤  
現行の通勤災害保護制度の対象外・・・②、⑥ 〕

## 自宅に家族を残し建設工事に従事する者の 通勤災害に係る労災訴訟事件の概要

### 1 判決年月日等

平成12年11月10日 秋田地方裁判所（国敗訴）

### 2 事案の概要

平成5年3月13日、秋田県男鹿市内において、自宅に家族を残し建設工事に従事する鳶職人3名が、休日を利用して会社所有のワゴン車で自宅に帰り、就労日の前日に自宅から赴任先宿舎へ戻る途中、橋梁から車が転落し、全員死亡したものの。

### 3 裁判のポイント

就労日の前日に自宅から赴任先宿舎に移動する行為を通勤災害と捉え得るか否か。

### 4 判決の概要

- (1) 被災者の赴任先宿舎は、通勤災害における「住居」であるとしつつ、その一方で、自宅から本件工事現場と一体となった付帯施設である赴任先宿舎に向かう行為は、まさに「就業の場所」に向かうのと質的に異なるところがないというべきであるから、「就業の場所」と同視できるものである。
- (2) 鳶職という危険な業務に従事することに備えて、十分に体調を整えるため、就労日の前日に赴任先宿舎に帰任しようとしていた場合には、その移動は業務に密接に関連するというべきで、「就業に関して」行われたものと解すべきである。
- (3) したがって、原告の亡夫等3名が被災した交通事故は、通勤災害に該当する。

## 二重就職者について

図1 二重就職者のうち事業場間移動を行う者の割合

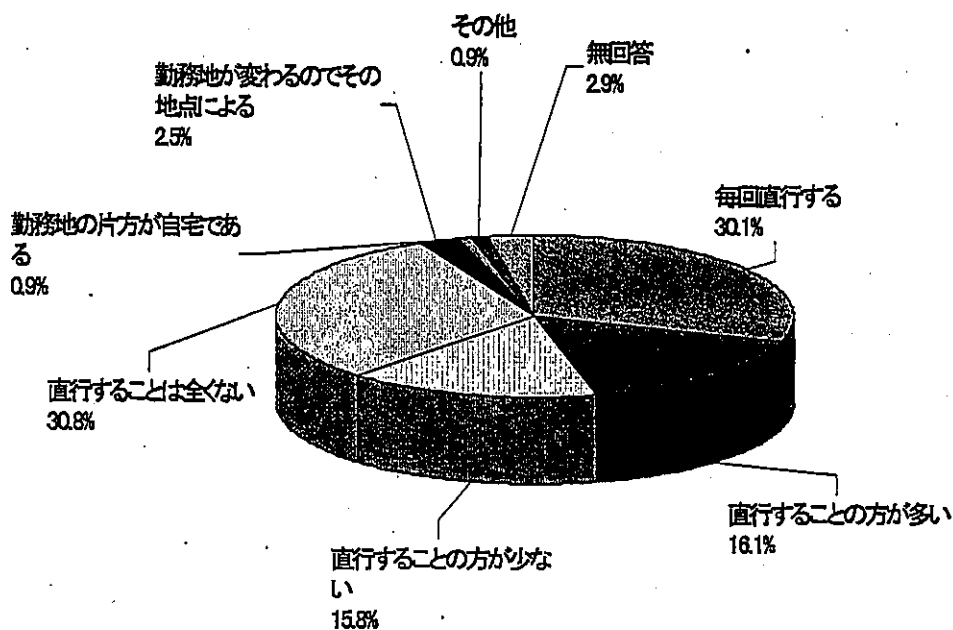
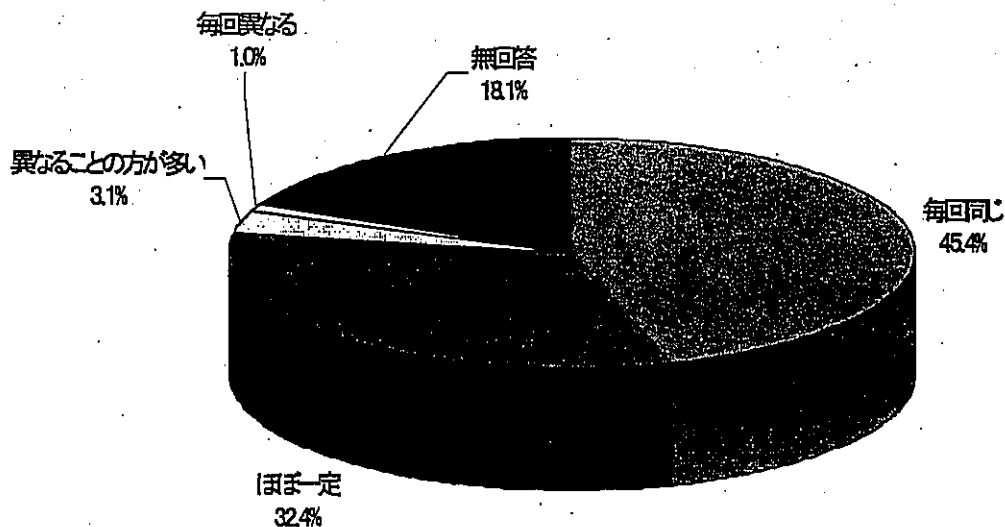


図2 事業場間移動の際の経路や交通機関



## 単身赴任者について

図1 帰省の頻度

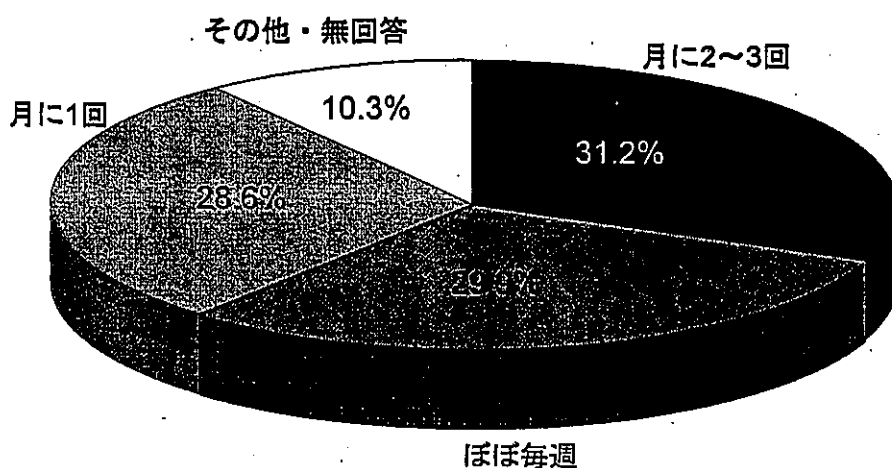


図2 帰省の経路

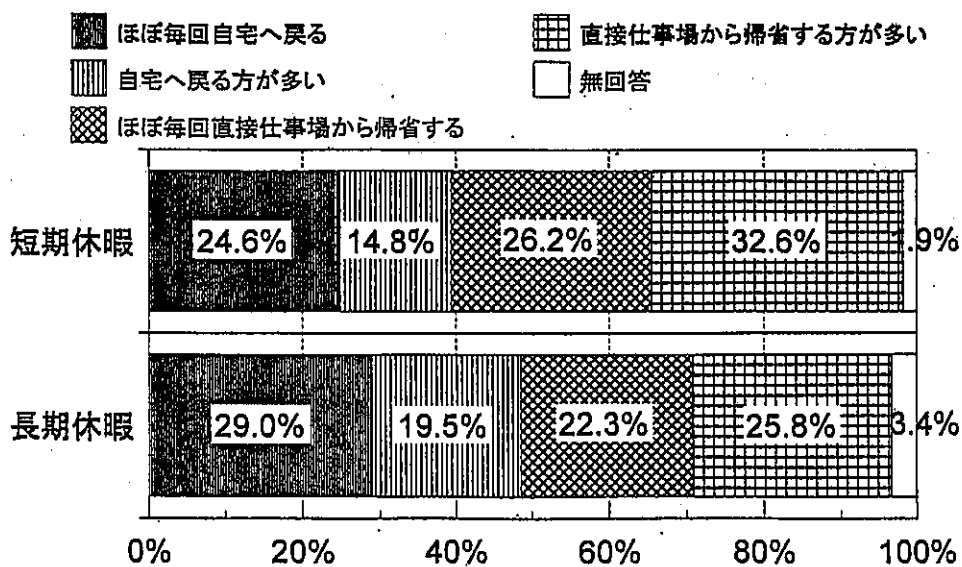


図3 勤務に戻る際の帰省先からの経路

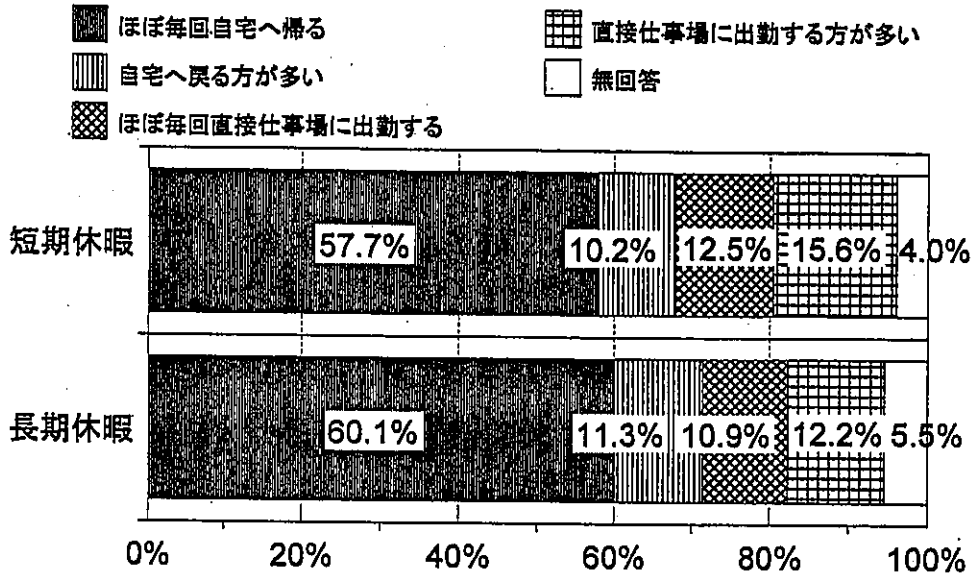
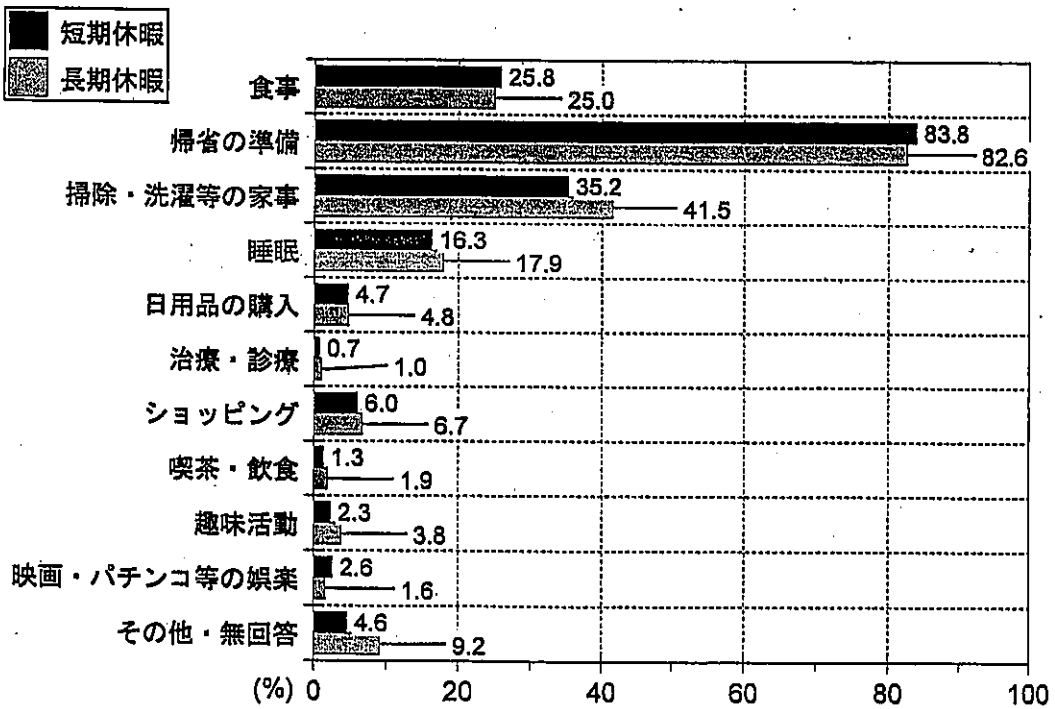


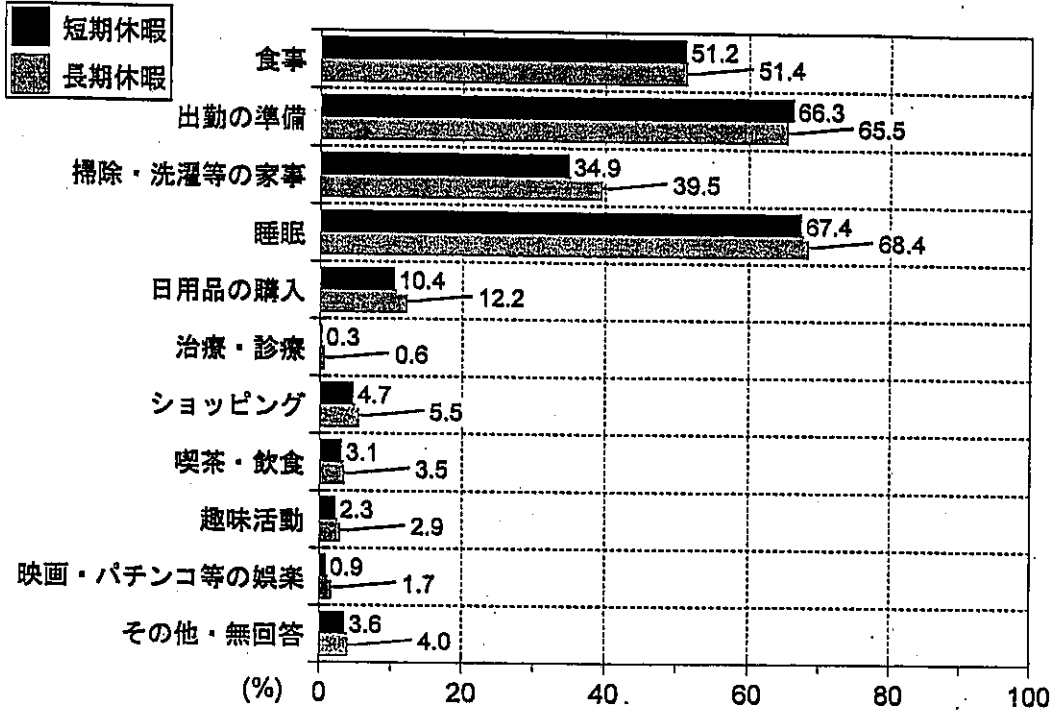
図4 帰省の出発までの行動



(複数回答)



図5 帰省先住居から赴任先住居に戻った後の出勤までの行動



(複数回答)

図6 帰省に要する時間

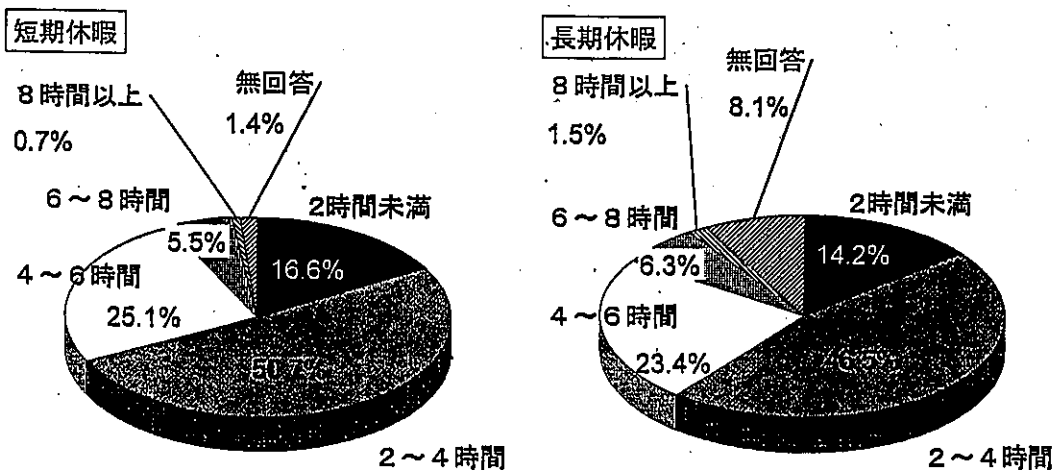


図7 赴任先住居に戻ってから帰省先住居へ出発するまでの所要時間

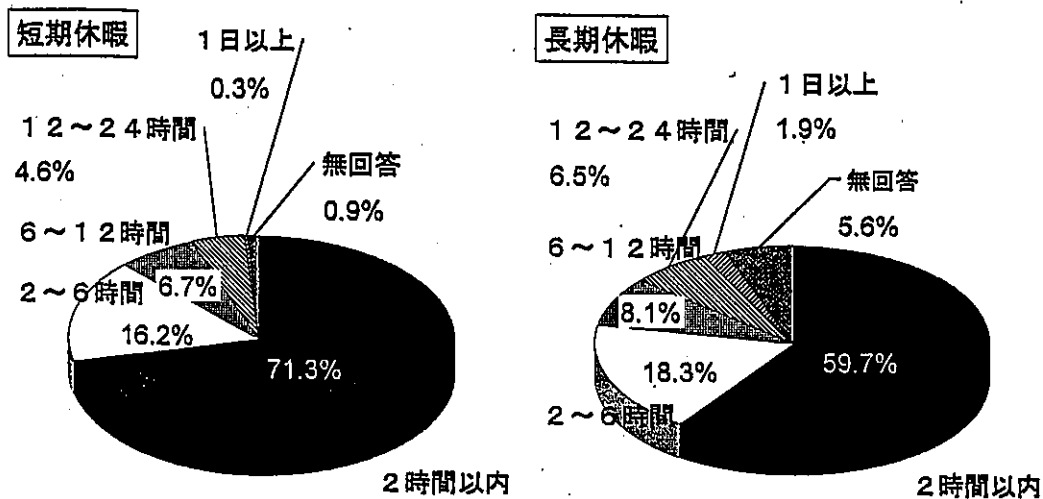
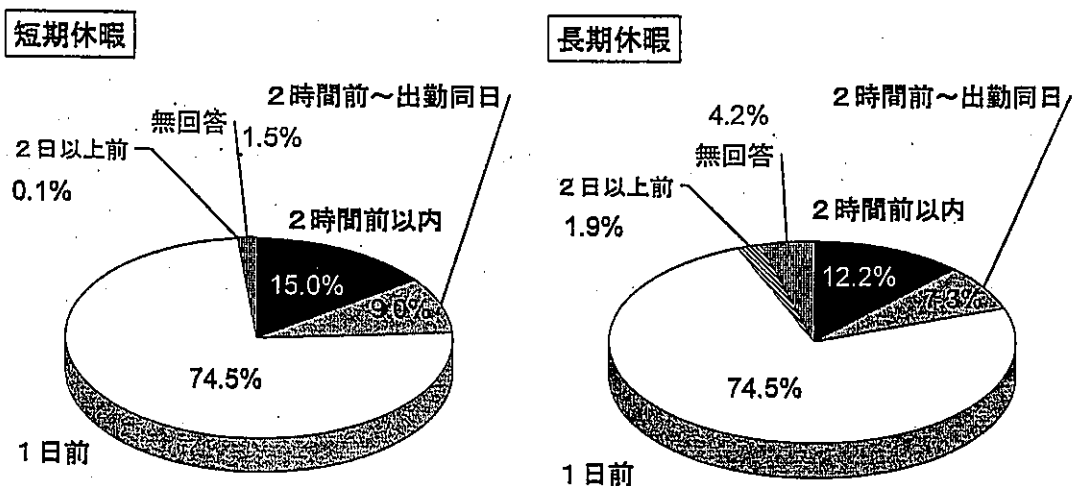


図8 赴任先住居に戻ってから出勤時間までの時間



「労災保険制度の在り方に関する研究会」参集者

氏名	役職等
加藤 智章	新潟大学法学部教授
島田 陽一	早稲田大学法学部教授
土田 道夫	同志社大学法学部教授
西村 健一郎	京都大学大学院法学研究科教授
保原 喜志夫	天使大学教授
水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所助教授
山川 隆一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授